

◎日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する契約に関連する交換公文

(略称) 韓国との日本国産米の貸借契約に関連する取極

昭和四十五年二月二十日 東京で
昭和四十五年二月二十日 効力発生
昭和四十五年三月六日 告示

(外務省告示第三九号)

目次

ページ

韓国側書簡.....	三五五
国内産米貸借契約の概要.....	三五五
同契約に関する了解事項.....	三五六
1 契約実施のための措置.....	三五六
2 便宜供与.....	三五六
3 協議.....	三五六
日本側書簡.....	三五七

る米穀と等質の米穀を返還期間中毎年四千五百トンずつ貸付者に引き渡す。

本使は、契約に基づく日本米の導入が韓國の通常の米穀商業貿易に影響を及ぼすものではないとの本國政府の見解を閣下に通報するとともに、契約が兩國の友好關係の發展のために有する意義を認め、契約に關する次の了解を大韓民國政府に代わつて確認します。

契約実施のための措置

便宜供与

協議

1 西國政府は、それぞれの国内法令の範圍内で、契約の円滑かつ適時の実施を促進し、かつ、このため必要な措置をとるものとする。

2 契約に基づく米の輸出及び輸入に關する業務にもつぱら從事する大韓民國の國民及び日本國の國民は、その業務の遂行のための相手國への入国及び相手國における滞在につき、それぞれの国内法令の範圍内で必要な便宜を与えられるものとする。

3 西國政府は、この了解から、又はそれに關連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議するものとする。本使は、閣下が前記の了解を日本國政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十年二月二十日に東京で

日本國駐在大韓民國特命全權大使 李厚洛

日本國外務大臣 愛知揆一閣下

미국을 위한 기간중 매년 4,500톤의 쌀을 대여할 것이다.

본점은 계약의 하한 일본 쌀의 도입의 한도의 통상 미국 정부 부서에
영양을 미칠 수 있는 양의 쌀을 대량 장외의 판매를 위하여 확보할 수 있는
계약의 양의 쌀을 본점의 판매를 위하여 장외에 인출하며, 계약에
한한 양의 양을 본점의 판매를 위하여 인출할 것이다.

1. 양과 양의 수를 각각 각각의 판매를 위하여 장외에 인출하며, 계약에
한한 양의 양을 본점의 판매를 위하여 인출할 것이다.

2. 계약의 하한 미국의 수를 각각의 판매를 위하여 장외에 인출하며, 계약에
한한 양의 양을 본점의 판매를 위하여 인출할 것이다.

3. 양과 양의 수를 각각의 판매를 위하여 장외에 인출하며, 계약에
한한 양의 양을 본점의 판매를 위하여 인출할 것이다.

수입과 판매를 위한 기간

일본과 외국
아이치 기이치 귀하

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに日本国政府に代わつて、前記のことが日本国政府の了解であることを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十年二月二十日に東京で

日本国外務大臣 愛知揆一

大韓民国特命全權大使 李厚洛閣下

(参考)

この取極は、わが方食糧庁と韓国側調達庁との間で締結された国内産米の貸借契約成立に伴い、外交レヴェルにおいても重ねて契約履行の保証を取り付けるため、両国政府がそれぞれの国内法令の範囲内で、この契約の円滑かつ適時の実施を確保すべく必要な措置をとることを約したものである。